

必ずお読みください

—「地元ガイドと歩く花と海の大佐渡山脈縦走ツアー」の旅行代金には、行程に明示された交通費・宿泊費・食事代・入浴代・旅行業務取扱料金・消費税等諸税が含まれています—
■最少催行人員：12名様。(受付最少人員：大人1名様)■食事：朝食・昼食・夕食各1回 ※1日目昼食は船内に自由食となります。■添乗員：同行いたしません(1日目両津港から2日目両津港まで佐渡の地元ガイドが案内・同行します。■小児：小児代金は小学生が対象となります。■幼児：2等を除く船室及び島内バスの座席を必要とする場合、小児代金を適用いたします。■入館料等：旅行代金に含まれます。■ツアー代金のご精算：出発日に佐渡汽船新潟港ターミナル3階待合室内の本ツアー専用デスクにて現金精算となります。■取消および変更：取消・変更が生じた場合は、営業時間内にお申し出ください。その場合、当社が定める旅行業約款に基づき、取消料を収受いたします。欠航に伴い往路と復路の配船が変更される場合がございます。■催行の可否は出発日の7日前までにご連絡いたします。

船の欠航について

- 【往路が欠航の場合】**●乗船予定便がジェットフォイルの場合：乗船予定のジェットフォイルが欠航となった場合は、復路との利用便入替による振替にてご旅行を継続いたします。この場合は、差額返金はございません。なお、復路との入替が不可能な場合は、乗船手続き窓口にてご案内を致します。
●全便欠航の場合：ツアーキャンセルとなり、ご旅行代金は全額返金となります。(乗船港までの交通費については、お客様のご負担となります。)
【復路が欠航の場合】●乗船予定便がジェットフォイルの場合：乗船予定のジェットフォイルが欠航となった場合は、カーフェリーの2等席をご利用いただけます。ジェットフォイル差額代金(2,200円)は、両津港窓口にてご返金致します。
【共通のご案内】●就欠航について、お申込店よりお客様へ直接ご連絡を差し上げる場合がございます。(この場合、お客様自身にて旅行中止を判断された場合は、取消料の対象とはなりません。)
●お客様ご自身の判断により、就欠航未定時の旅行中止については、取消料の対象となります。
●その他の事項につきましては、佐渡汽船株式会社の運送約款によります。

ご旅行条件(要約)

お申し込みの際には、別途お渡しする旅行条件書をお受け取りください
 (このパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります)

この旅行は、佐渡汽船株式会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施するものです。この旅行条件は、当チラシに記載されている条件のほか当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び別途お渡しする旅行条件書、最終日程表によります。

1. 旅行のお申込み及び契約の成立時期
 (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき下記のお申込み又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込みは、旅行代金・取消料又は運約金のそれぞれの一部として取り扱います。
- | 旅行代金 | 申込み(お一人様) |
|--------------------|------------------|
| 30,000円未満 | 6,000円以上旅行代金まで |
| 30,000円以上60,000円未満 | 12,000円以上旅行代金まで |
| 60,000円以上90,000円未満 | 18,000円以上旅行代金まで |
| 90,000円以上 | 旅行代金の20%以上旅行代金まで |
- (2) 当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込みの支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込みの支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱う場合もあります。
 (3) 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、上記の申込みを受領したときに成立するものとします。

2. 旅行代金の支払い
 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの
 旅行日程に明示した交通費、旅行業務取扱料金及び消費税等諸税を含んでいます。これらの諸費用は、お客様のご都合により利用されなくても払い戻しはいたしません。

4. 旅行契約内容の変更
 当社は天災地変・騒乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

5. 取消料
 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	取消・変更料	
	取消	変更料
a. 21日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあっては11日前)		無料
b. 20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあっては10日前)		旅行代金の20%
c. 7日目にあたる日以降の解除(日帰りを除く)		旅行代金の30%
d. 旅行開始日の前日		旅行代金の40%
e. 旅行開始日当日(日を除く)		旅行代金の50%
f. 旅行開始後及び無連絡不参加		旅行代金の100%

6. お客様による旅行契約の解除
 (1) お客様は上記で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
 (2) お客様は下記に該当する場合、取消料を支払わずに旅行契約を解除できます。

- a. 旅行契約内容に重要な変更がされたとき。
 b. 天災地変・騒乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 c. 当社の責に帰すべき事由により、旅行実施が不可能となったとき。

7. 当社による旅行契約の解除
 (1) お客様が当社指定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、取消料と同額の運約料をお支払いいただきます。

- (2) 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
 a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 b. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 d. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
 e. 天災地変・騒乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 (3) 当社は前項により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金を払い戻しいたします。

8. 添乗員
 (1) 本ツアーには添乗員が同行いたしません。1日目両津港から2日目両津港まで佐渡島内の地元ガイドがご案内・同行いたします。
 (2) 悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

9. 当社の責任及び免責事項
 (1) 当社は、旅行契約の履行にあつては、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、
 (2) 手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償します。
 (3) お客様が次に明示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は上記の責任を負いません。

- a. 天災地変、騒乱、暴動又はこれらが生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 b. 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらが生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 c. 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらが生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 d. 自由行動中の事故
 e. 食中毒
 f. 盗難
 g. 運送機関の遅延・不通など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞り期間の短縮

10. お客様の責任
 (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、お客様は損害の賠償をさせていただきます。
 (2) お客様は、当社から提供された情報を活用しお客様の権利義務その他の旅行契約の内容について、理解するように努めなければなりません。
 (3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

11. 特別補償
 (1) 当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規定により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
 (2) 当社が特別補償に基づく補償金支払い義務と損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

12. その他
 (1) お客様の怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
 (2) 事故や悪天候その他止むを得ない事由により、万一滞りが遅れ、他の運送期間の利用あるいは宿泊を必要とする事象が生じた場合はその請求には応じられません。また、目的地滞り時間の短縮による補償にも応じられません。
 (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
 (4) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他サービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

13. 旅行条件・旅行代金の基準
 (1) 旅行条件は、2016年1月1日を基準としています。
 (2) 旅行代金は、2016年1月1日現在の運賃・規則を基準として算出しています。

- 個人情報の取り扱いについて
 (1) 佐渡汽船株式会社(以下「当社」)およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、より良い旅行商品の開発や、旅行商品ののご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。
 (2) 当社及び販売店・企業、販売店、各企業が取り扱う商品やサービス、キャンペーンなどのご案内のために、当社が保有するお客様の個人情報のうち、お客様へのご連絡に際して必要となる最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。
 (3) 当社及び販売店、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客様の氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関等及び手配代行者に提供いたします。

～お問い合わせ・お申し込みは～

新潟県知事登録旅行業 第2種167号

佐渡汽船株式会社予約センター

〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島9-1

国内旅行業務取扱管理者：本間 正栄

電話 025-245-6122

(営業時間 8:30～18:00 無休)

旅行企画 実施	新潟県知事登録旅行業 第2-167号
	佐渡汽船株式会社
	〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島9-1
	(一社)全国旅行業協会正会員

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。
 この旅行契約に際し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。